記入内容の確認

1 内容入力 → 2 確認 → 3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

「行政不服審査法の改正の方向性」では、公正さにも配慮しつつ、簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を実現するために、審理官による審理を中心とした、以下のような手続の流れを創設することを提案しています。

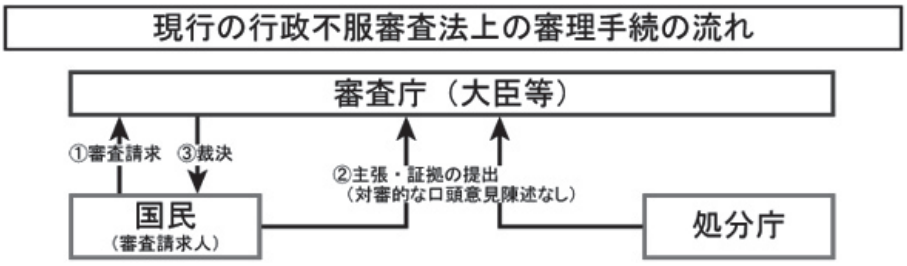

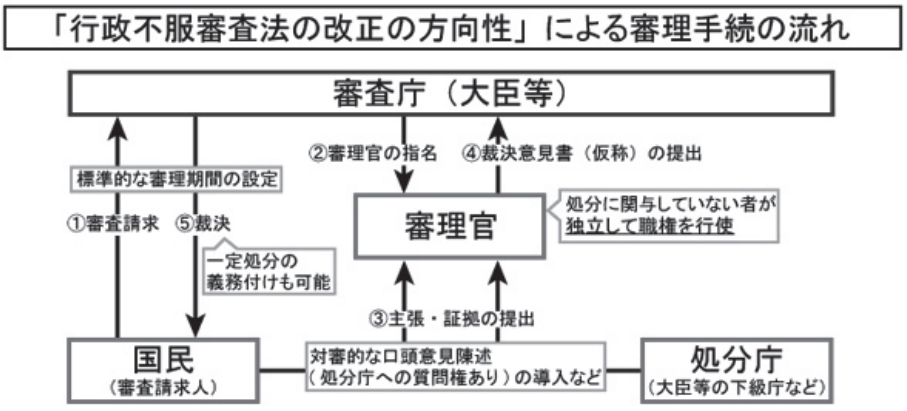

「行政不服審査法の改正の方向性」についてご意見をお寄せください

1．行政不服審査法の目的の改正について

現行の行政不服審査法は、「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」を目的としています。

（1）－1 行政不服審査法の目的として重視すべきであると考える項目を選択して下さい（複数選択可） ※必須	簡易迅速性　（裁判と比較して、手間や手数料がかからず、申し立ててから結論が出るまでにかかる期間が短いことなど）,公正性　（争われている処分などを行った機関（処分庁）から独立性の高い中立的な機関による判断がなされることなど）,柔軟性　（多様な裁決による紛争解決手段が用意されることなど）,実効性　（違法な処分だけでなく不当な処分も救済対象とすること、裁決による救済率の向上を含め、真に不服申立人の救済に役立つことなど）,行政の適正運営の確保　（私人の権利利益の救済だけではなく、行政の適正な運営も目的としていること）
（1）－2 行政不服審査法の目的として最も重視すべきであると考える項目を選んでください ※必須	公正性
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	制度が適切に機能するためには、公正性が不可欠であるため。

2. 不服申立人適格に関する改正について

現行の行政不服審査法上、不服申立てができる者（不服申立人適格を有する者）とは、「行政庁の処分・・に不服がある者」とされており、従来、この不服申立人適格を有する者は裁判（処分の取消しの訴え等）を提起できる者（原告適格を有する者）と同一に扱われてきました。

原告適格について、平成 16 年に改正された行政事件訴訟法では、「法律上の利益を有する者」とした上で、広範な判断要素を列挙することでその範囲を実質的に拡大しています。

（2） 不服申立人適格の範囲について適正と思うものを選択してください ※必須	不服申立人適格の範囲は、行政不服審査法において、行政の適正運営の確保も目的としていること、違法性だけではなく不当性も主張できることを踏まえ、行政事件訴訟法の原告適格よりも広く改正すべきである
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	不服申立人適格の範囲は、国民の権利利益の救済を図るという観点からも、行政事件訴訟法の原告適格よりも広く改正するほうが望ましいと考える。

3. 新しい審査請求制度の創設について

3-1.「不服申立ての原則一元化」についてお伺いします

現行の異議申立ては、処分庁に対して行うという手続の構造上、手続保障が不十分になっているとの指摘があります。他方、処分内容をよく理解している処分庁が自ら判断した方が適切で迅速な判断がされるということも考えられます。

（3） 審理官の制度の導入に伴い現行の異議申立てを廃止し、審査請求手続に原則として	一元化すべきである

一元化することについてどう思いますか ※必須	
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	現行の国税通則法においては、税務署長の行った処分に対して、処分庁に対する異議申立てを行った後でなければ国税不服審判所に対し審査請求ができないという異議申し立て前置主義が採用されている。この異議申し立て前置主義は納税者の意向に関わらず、青色申告に係る更正処分に不服がある場合など一定の場合を除き、一律に適用される。そのため納税者は好むと好まざるに関わらず、異議申立てと審査請求の二段階の手続きを経る必要があり、その結果、権利救済に長期の期間を要する結果となっている。このような制度は、国民の利便性の観点からも見直す必要があると考える。そこで、簡易・迅速な手続きにより国民の権利利益の救済を図るためにも、現行の異議申立て制度は廃止し、原則として審査請求に一元化すべきである。ただし、現行制度では、異議申立ての段階において、権利救済が行われる場合や納税者が課税処分に納得する場合もあり、異議申立てが権利救済の手段として機能している面もあるため、税務については、例外として略式裁決（仮称）の選択適用を認めるべきである。

3-2.「審理官制度の導入」についてお伺いします

（4） **審査請求の手続において、処分に関与しておらず、独立して職権を行使する審理官の制度を導入することが、必要だと思いますか** ※必須	はい
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	行政不服審査法の目的として最も重視すべき項目を公正性と考えるため、処分庁から独立して職権を行使する審理官制度の導入は必要である。
（5）－1 **審査請求の審理手続を行う「審理官」という制度を新たに設ける際に、重視すべきとお考えの項目を選択して下さい（複数選択可）** ※必須	審理官は、行政に関する知識・経験が役立つはずだ,審理官は、市民感覚・民間経験が役立つはずだ,審理官の独立性を確保するため、職権行使の独立性（上司の指示などに拘束されず、法令と自己の良心に従い判断できること）や、身分保障に関する規定を置くべき,審理官が事案に応じて適切かつ迅速に審理手続を行いうる体制を整備するべき
（5）－2 **「審理官」という制度を新たに設ける際に、最も重視すべき項目を選択して下さい** ※必須	職権行使の独立性や身分保障に関する規定を置くべき
上記を選択した理由やご意見をご記入くだ	上記（4）にも記載したとおり、公正性がもっとも重要であると考えるため、職権行使の独立性はもっとも重視すべきである。また、審理官制度を審査庁内に設置するのではなく、裁判所のよう

さい（フリーワード）	な独立した機関を設け、そこに設置すべきである。また、税務行政に関しては、高度の専門的知識と豊富な経験を有する弁護士や税理士、学識経験者を積極的に登用すべきであり、その登用に際しては、非常勤も可能とすべきである。

3-3.「審査請求人の補助体制の整備」についてお伺いします

（6） **審査請求は裁判よりも簡易な手続とはいえ、審査請求人が手続を自分の手で進めることができるよう、審査庁が積極的に手続に関する相談に応じたり、技術的な助言を行うスタッフ等の体制を整えることが必要だと思いますか** ※必須	はい
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するためには必要である。

4．審査請求の手続に関する改正について

4-1.「審理官による審理手続」についてお伺いします

（7） **冒頭に記載した図をご覧いただき、審理官による審理手続について、ご意見をご記入ください（フリーワード）**	行政不服審査法の改正とともに、国税通則法においても審査請求の審理は、原則として書面によるが、審査請求人の申立てがあったときは、原処分庁の出席のもとで、審査請求人の口頭意見陳述を認める対審的構造に改めるべきである。また、税務での審査請求においては、審判官の所持する証拠書類についても閲覧を認めるべきである。閲覧のみでは対処しにくい複雑な税額計算等については、証拠書類の謄写を認めるべきである。

4-2.「裁決」についてお伺いします

《現行》

現行法上、審査請求を認容する場合の裁決とは、具体的には概ね、

①処分についての審査請求の場合はその処分を取り消すこと

②不作為についての審査請求の場合はなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、その旨を宣言すること

を内容としています。この場合、処分庁には、裁決の趣旨に従った措置を取る等の義務が生じることになります。

《改正の方向性》

改正の方向性においては、これらの措置から更に踏み込んで、申請を拒否する処分について、審査庁が処分庁に対し一定の処分を義務付けることができることなどとしています。

（いわゆる申請型の義務付け裁決です。たとえば、申請に対する不許可処分の取消しにとどまらず、許可処分を命じてしまうことが考えられます。）

さらに、申請がされていない場合の上記のような義務付け（いわゆる非申請型の義務付け）や処分の事前差止めについても、検討することとされています。

（8） 以上について、あなたの考えに最も近いものを選択してください ※必須	現行法に加え、申請型の義務付け裁決、非申請型の義務付け裁決、差止め裁決を創設する
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	現在、各種の申請等に係る税務行政庁の不作為についての不服申立て制度については、通則法上の規定がないので、行審法の不服申立て制度（行審法第 7 条）を適用することになっている。（国税通則法第 80 条）簡易・迅速な権利利益の救済の実現等を図る観点から、処分庁の不作為に対しては、行審法の規定に基づき国税庁長官による「申請型の義務付け裁決」を創設すべきである。また、国税通則法は、課税標準等又は税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていなかったとき等、税額が過大となったときなどには、一定の条件の下に、更正の請求ができることとしている（国税通則法第 23 条）が、この更正の請求ができる期間は、例外を除き、国税の法定申告期限から 1 年以内に限られ、その期限を過ぎると更正処分（国税通則法第 24 条）を待たない限り、課税標準等又は税額等の誤りを直すことができない。しかも、現行法では、更正処分をするか否かは税務署長の裁量に委ねられており、これを救済する手立てが国税通則法には規定されていない。このような場合における納税者の救済を図るため、「非申請型の義務付け裁決」を創設すべきである。

4-3.「標準審理期間の創設」についてお伺いします

現行の行政不服審査法上、審査請求がされてから裁決が出るまでの期間について、特に定めはありません。

行政不服審査法の改正の方向性では、審査請求が審査庁に届いてから裁決を出すまでに通常要する期間（標準審理期間）を定めるように努め、これを公にすることとしています。

（9） 標準審理期間について、以上のような改正は必要だと思いますか ※必須	はい
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	国税通則法第 115 条では、審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないときには、取消しを求める訴えができると規定しているが、標準審理期間の定めがないことから、審査請求等においても標準審理期間に関する規定を設けるべきである。

4-4.「審査請求期間の延長」についてお伺いします

（10） 処分があったことを知った日の次の日から審査請求ができる期間として、適当と思うものを一つ選択してください ※必須	処分の取消しの訴えの出訴期間と同じ6か月
上記を選択した理由	国税に係る審査請求においても、国民が不服申立て期間の徒過により権利利益の救済を受け

やご意見をご記入ください（フリーワード）	る機会を失わないようにするという趣旨から、行政事件訴訟法の出訴期間の 6 ヶ月に合わせて審査請求期間を延長すべきである。

５．その他

5-1.「地方公共団体の行政不服審査」についてお伺いします

地方公共団体の規模は様々であり、また、不服申立ての実績も、一様ではありません。

行政不服審査法の改正の方向性においては、体制整備に関連する審理官制度の導入や審査請求人の補助体制の整備を行うこととしています。

（11） 上記について、地方公共団体においては、審理官制度の導入及び審査請求人の補助体制の整備について、条例に基づき任意に選択できるものとすることが必要だと思いますか ※必須	いいえ
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	地方公共団体の規模は様々であり、また、不服申立ての実績も、一様ではないのは理解できるが、審理官制度の導入や審査請求人の補助体制の整備が地方公共団体ごとに異なれば、地域により不公平が生じると考える。よって原則的には地方公共団体が条例に基づき任意に選択できるものとすることには反対である。独自に補助体制の整備ができない地方公共団体については、他の地方公共団体等から派遣を受けるなどし、体制整備を行うべきである。

5-2.「代理人制度の検討」についてお伺いします

（12） 業として行うことが可能な不服申立ての代理人の範囲について、さらに拡大することが必要だと思いますか ※必須	いいえ
上記を選択した理由やご意見をご記入ください（フリーワード）	税務行政に関する不服申立てについては国民の権利利益の救済の観点からも、税務に関する専門家である税理士が行うべきであり代理人の範囲を拡大すべきではない。
（13） その他、行政不服審	国税通則法の改正については、下記事項についても検討されなければならない。まず、公正性を実現するために、国税不服審査制度については、裁決機関である国税不服審判所は処分庁
査法の改正の方向性全般についてのご意見・ご提案等を記載してください（フリーワード）	から分離した独立組織とすべきである。また、一般の行政処分について理由附記が必要とされていることと同様に、税務に関しても理由附記を原則とすべきであり、納税者に対して不利益処分をする場合には、その理由を附記するとともに処分基準についても公表すべきである。

※ご意見が書ききれない場合や添付資料等をメールにて送付希望の方は『別途メール送付希望』の旨ご記入ください。
※当室より「登録者情報」に記入いただいたメールアドレス宛にご連絡いたしますので、返信にて、ご意見や添付資料をご送信ください。
※メールにてお寄せいただいたご意見につきましては、行政救済制度検討チーム参集者に配布し、検討の参考に資することといたします。

6. ご連絡先等

メールアドレス（フリーメールアドレス可） ※必須	sakamoto-k@paw.hi-ho.ne.jp
お名前	近畿青年税理士連盟
性別	
年齢層	

◂◂ 修正　　▸▸ 以上の内容で送信する

ページの先頭へ

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.

内閣府
Cabinet Office
Government of Japan

内閣府共通 意見等登録システム
Registration system for opinion and comment etc.

完了

1 内容入力　2 確認　3 完了

送信を完了しました。
ありがとうございました。

◂◂ 戻る

ページの先頭へ

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.